

## 車両の大型化に対応した許可基準の見直し等に関する意見募集について

### 1. 背景

国等が実施した実験結果によると、軸重 20 トン車が道路橋の劣化に与える影響は、軸重 10 トン車の約 4,000 台に相当します。また、重量を違法に超過した大型車両は、全走行車両のわずか 0.3% でしかありませんが、道路橋の劣化の約 9 割以上を引き起こしています。

そのため、平成 26 年 4 月 14 日に社会資本整備審議会道路分科会が行った「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」において、重量制限を超過する大型車両を通行させる者に対する取締り・指導について一層強化を図るとともに、特殊車両通行許可制度の審査基準の見直しや審査の迅速化等を図ることで、大型車両が適正に通行しやすい環境を整備することとされました。

これを受けて、国土交通省においては平成 26 年 5 月 9 日に、「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」を策定し、国民の財産である道路を極めて大きく痛める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支えておられる方にはより使いやすくといった、メリハリの効いた取り組みを進めていくことを公表したところであり、この方針に基づいて、車両の大型化に対応した許可基準の統一や見直しに取り組むこととしております。

以上を踏まえ、所要の関係法令等を改正するにあたり、広く国民の皆様から本改正案に対するご意見を募集いたします。

### 2. 改正概要

#### (1) バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一

これまで国際海上コンテナを積載するセミトレーラ連結車に限り許可していた駆動軸重の制限を、バン型等のセミトレーラ連結車（2 軸トラクタに限る。）すべてに適用し許可基準を統一することとし、以下の措置を講じる。

- ① 「車両の通行の許可の手續等を定める省令」（昭和 36 年建設省令第 28 号。以下「手續等省令」という。）の一部改正

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 3 第 4 項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、バン型等のセミトレーラ連結車（特例 8 車種）の駆動軸

重の上限を 10 トンから 11.5 トンに引き上げる。(手続等省令第 7 条第 2 号ロ及びニ関係)

② 「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」の一部改正

「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査式適合車両の取扱いについて」(平成 10 年 3 月 31 日付け建設省道交発第 39 号、道企発第 22 号建設省道路局道路交通管理課長、企画課長通達)において、海上コンテナ用セミトレーラ連結車に限り適用していた許可の取扱いを、バン型等のセミトレーラ連結車にもその適用を拡大する。

※ ただし、バン型等のセミトレーラ用 2 軸トラクタの後軸重に関する試験及び判定方法に適合した車両に限る。

③ 「道路運送車両の保安基準」(昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。)、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。)等の一部改正

今般、バン型等のセミトレーラ連結車の駆動軸重の許可基準の統一の対象とされるもののうち、セミトレーラについては、車両総重量の上限値を 36 トンに引き上げ、また、トラクタについては、軸重(駆動軸重)の上限値を 11.5 トンに引き上げる。

④ 「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成 9 年 9 月 19 日付け自技第 193 号。以下「認定要領」という。)の一部改正

バン型等のセミトレーラ連結車の車両総重量及び国際海上コンテナ用 2 軸トラクタの駆動軸重について、③の改正により、基準緩和が不要となることに伴い、所要の改正を行う。

(2) 45 フィートコンテナ等の輸送における許可基準の見直し

45 フィートコンテナを積載する車両を始めとするバン型等のセミトレーラ連結車の車両長の制限を見直しすることとし、以下の措置を講じる。

① 「手続等省令」の一部改正

道路法第 47 条の 3 第 4 項の規定により、大型車両の通行を誘導すべき道路において、国土交通大臣が一元的に許可を行うことを可能とするため、道路管理者が国土交通大臣に提供しなければならない車両の許可基準について、セミトレーラ連結車の車両長の上限を 17 メートルを超える車両であっても条件に応じて最大 18 メートルに引き上げる。(手続等省令第 7 条第 4 号ロ関係)

② 「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」等の一部改正

「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」(平成 6 年 9 月 8 日付け建設省道交発第 70 号建設省道路局道路交通管理課長通達)及び「特殊車両通行許可限度算定要領について」(昭和 53 年 12 月 1 日付け建設省道交発第 99 号・道企発第 57 号建設省道路局道路交通管理課長通達、道路局企画課長

通達)等において、セミトレーラ連結車の長さに係る許可の取扱いを17メートルを超える車両であっても条件に応じて最大18メートルに引き上げる。

※ ただし、申請経路における交差点の交差角が概ね90°以下(一般的な十字路や丁字路)かつ、車両のリアオーバーハングが3.8~4.2m(3.2~3.8mの場合は全長17.5m)の車両を対象とする。

### ③保安基準、細目告示等の一部改正

①の対象とされるセミトレーラについて、長さの上限値を13メートルに引き上げる。

※ ただし、長さの基準を満たす車両であっても、②の対象でない場合は、道路通行許可を受けることができないこととする。

## 3. 今後のスケジュール(予定)

改正・公布：平成27年3月

施行： ((1) ③・④、(2) ③について) 平成27年4月

((1) ①・②、(2) ①・②について) 平成27年5月